

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

## 盛土規制法に関する事務申請等マニュアル

令和7年1月15日時点（案）

岐阜県 都市建築部 建築指導課

この手引きは、盛土規制法に基づき、工事主等が岐阜県（中核市である岐阜市を除く）において許可申請等の手続をする際の取扱いを示したものです。

また、市町村が独自で設定する条例や他法令等については、あらかじめ所管する市町村や県、国に事業内容について、確認願います。

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

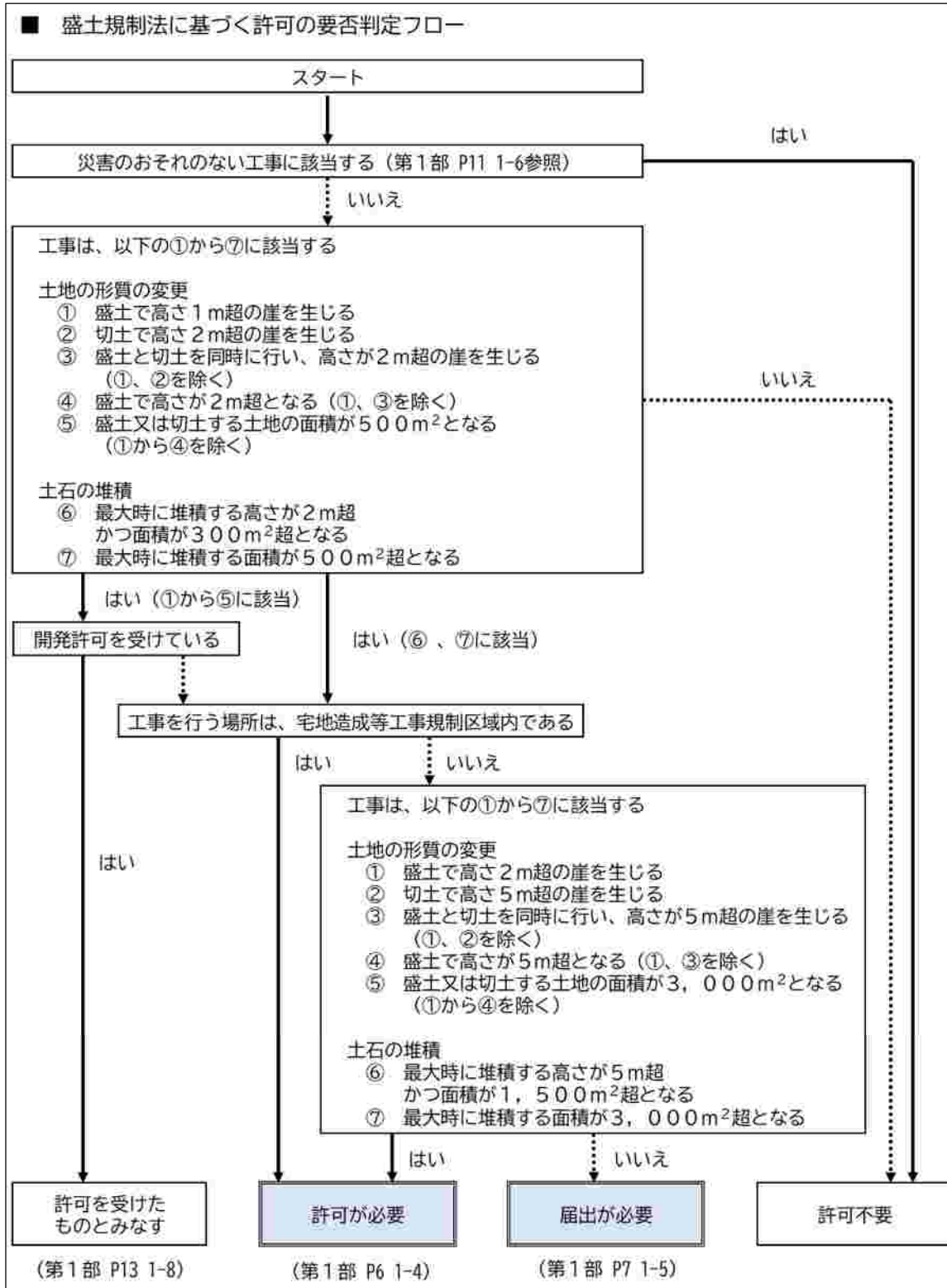
政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

なお、技術基準については、本県の「盛土規制法に関する技術的基準ガイドライン」を参照すること。

(参考:要否判定フロー)



※詳細については、第1部 P6 1-4をご確認ください。

# 目次

## 第1部 共通編

1 概要 .....	- 1 -
1-1 趣旨 .....	- 1 -
1-2 用語の定義 .....	- 2 -
1-3 規制区域 .....	- 4 -
1-4 許可を要する工事 .....	- 6 -
1-5 特定盛土等規制区域内で届出を要する工事 .....	- 7 -
1-6 許可・届出を要しない工事 .....	- 11 -
1-7 国又は都道府県等の特例について .....	- 13 -
1-8 都市計画法に関連した取扱いについて .....	- 13 -
2 許可権者について .....	- 13 -
3 許可申請等の流れ .....	- 14 -
3-1 許可申請の流れ .....	- 14 -
3-2 中間検査・定期報告の流れ .....	- 15 -
3-3 完了検査等の流れ .....	- 16 -
3-4 許可等申請手数料 .....	- 17 -
3-5 審査基準及び標準処理期間 .....	- 19 -
4 事前協議 .....	- 20 -
5 許可申請書作成要領 .....	- 21 -
5-1 許可申請に必要な部数 .....	- 21 -
5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更） .....	- 21 -
5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積） .....	- 26 -
6 許可等申請書の留意事項 .....	- 30 -
6-1 許可申請書（土地の形質変更） .....	- 30 -
6-2 許可申請書（土石の堆積） .....	- 32 -
6-3 工事の技術的基準 .....	- 34 -
6-4 設計者の資格を証する書類 .....	- 36 -
6-5 土地所有者等の同意について .....	- 37 -
6-6 周辺住民への事前周知 .....	- 38 -

7	特定盛土等規制区域の届出書作成要領	- 41 -
7-1	特定盛土等規制区域の届出に必要な部数	- 41 -
7-2	特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土地の形質変更）	- 41 -
7-3	特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土石の堆積）	- 44 -
7-4	記載事項等（土地の形質変更）	- 47 -
7-5	記載事項等（土石の堆積）	- 49 -
8	変更許可申請書及び変更届出書作成要領	- 51 -
8-1	許可に係る変更許可申請書	- 51 -
8-2	軽微な変更における届出書	- 52 -
8-3	届出に係る変更届出書	- 53 -
9	許可後における留意事項	- 54 -
9-1	許可の条件	- 54 -
9-2	許可等の公表	- 54 -
9-3	着手の届出	- 55 -
9-4	工事の中止・廃止・再開に関する届出	- 55 -
9-5	工事中における標識の設置	- 57 -
9-6	完了検査・確認申請	- 58 -
9-7	中間検査	- 60 -
9-8	定期報告	- 62 -
10	その他の手続きの留意事項	- 64 -
10-1	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	- 64 -
10-2	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出の変更届出	- 67 -
10-3	擁壁等に関する工事の届出	- 68 -
10-4	公共施設用地の転用の届出	- 69 -
10-5	適合証明書	- 70 -
11	経過措置期間	- 71 -
12	国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事	- 71 -
13	申請等窓口	- 72 -
14	問い合わせ先	- 74 -

## 第2部 電子申請編（仮称）

後日、公表予定

### 参考資料編

1 対象外の行為 .....	- 1 -
参1 公共施設用地 .....	- 1 -
参2 災害の発生するおそれがないと認められる工事 .....	- 3 -
2 様式集 .....	- 5 -
参3 様式一覧（盛土規制法） .....	- 5 -

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

盛土規制法に関する事務申請等マニュアル

令和7年1月15日時点（案）

## **第1部 共通編**

岐阜県 都市建築部 建築指導課

## 目 次 (第1部 共通編)

1 概要 .....	- 1 -
1-1 趣旨 .....	- 1 -
1-2 用語の定義 .....	- 2 -
1-3 規制区域 .....	- 4 -
1-4 許可を要する工事 .....	- 6 -
1-5 特定盛土等規制区域内で届出を要する工事 .....	- 7 -
1-6 許可・届出を要しない工事 .....	- 11 -
1-7 みなし許可となる工事について .....	- 13 -
2 許可権者について .....	- 13 -
3 許可申請等の流れ .....	- 14 -
3-1 許可申請の流れ .....	- 14 -
3-2 中間検査・定期報告の流れ .....	- 15 -
3-3 完了検査等の流れ .....	- 16 -
3-4 許可等申請手数料 .....	- 17 -
3-5 審査基準及び標準処理期間 .....	- 19 -
4 事前協議 .....	- 20 -
5 許可申請書作成要領 .....	- 21 -
5-1 許可申請に必要な部数 .....	- 21 -
5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更） .....	- 21 -
5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積） .....	- 26 -
6 許可等申請書の留意事項 .....	- 30 -
6-1 許可申請書（土地の形質変更） .....	- 30 -
6-2 許可申請書（土石の堆積） .....	- 32 -
6-3 工事の技術的基準 .....	- 34 -
6-4 設計者の資格を証する書類 .....	- 36 -
6-5 土地所有者等の同意について .....	- 37 -
6-6 周辺住民への事前周知 .....	- 38 -



7	特定盛土等規制区域の届出書作成要領	- 41 -
7-1	特定盛土等規制区域の届出に必要な部数	- 41 -
7-2	特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土地の形質変更）	- 41 -
7-3	特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土石の堆積）	- 44 -
7-4	記載事項等（土地の形質変更）	- 47 -
7-5	記載事項等（土石の堆積）	- 49 -
8	変更許可申請書及び変更届出書作成要領	- 51 -
8-1	許可に係る変更許可申請書	- 51 -
8-2	軽微な変更における届出書	- 52 -
8-3	届出に係る変更届出書	- 53 -
9	許可後における留意事項	- 54 -
9-1	許可の条件	- 54 -
9-2	許可等の公表	- 54 -
9-3	着手の届出	- 55 -
9-4	工事の中止・廃止・再開に関する届出	- 55 -
9-5	工事中における標識の設置	- 57 -
9-6	完了検査・確認申請	- 58 -
9-7	中間検査	- 60 -
9-8	定期報告	- 62 -
10	その他の手続きの留意事項	- 64 -
10-1	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	- 64 -
10-2	区域指定の際に既に行われている工事に関する届出の変更届出	- 67 -
10-3	擁壁等に関する工事の届出	- 68 -
10-4	公共施設用地の転用の届出	- 69 -
10-5	適合証明書	- 70 -
11	経過措置期間	- 71 -
12	国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事	- 71 -
13	申請等窓口	- 72 -
14	問い合わせ先	- 74 -

## 1 概要

### 1-1 趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の基大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

同様の被害が二度と繰り返されることのないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、従来の宅地造成等規制法の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされた。

盛土規制法では、危険な盛土等を規制するため、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等が許可の対象となった。

本マニュアルでは、盛土規制法に基づく規制区域内で行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可若しくは届出に係る事務処理等の運用を明確化することで、各工事等の円滑な実施に資することを目的とする。

#### [参考：宅地造成等規制法（旧法）の趣旨と本県の指定状況]

戦後の高度経済成長に伴って、宅地需要が急増し、比較的地価の安い丘陵地帯の傾斜地における宅地造成が盛んに行われるようになった。造成された宅地の中には、擁壁や排水施設が不十分なものがあり、降雨等の災害に際して宅地が被災し、その周辺の土地にも被害が及び生命財産が損なわれ社会的な問題となった。特に昭和36年6月には梅雨前線豪雨により全国的に宅地災害が発生し、市街地又は市街地となろうとする土地の区域内における崖崩れと土砂の流出による災害を防止する目的で、同年中に立法化されたものである。

岐阜県においては、昭和41年4月27日に岐阜市及び多治見市（指定面積 3,102ha）が、昭和47年12月20日に多治見市及び土岐市（指定面積 5,388ha）が指定を受けている。

## 1 - 2 用語の定義

本マニュアル内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1 - 1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。
公共施設用地	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地で政令第 2 条で定められているものをいいます。具体例は、表 1 - 5 を参照のこと。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。
土地の形質変更	宅地造成と特定盛土等を併せたものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定められており、一定期間（許可日から 5 年以内）の経過後に当該土石を除去するものに限るものをいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものをいいます。
土砂	次の①～⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ①土 ②石を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	石の他、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
土	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土をいいます。
石	地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第 1 条）
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

用語	定義
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。
平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいいます。
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土をいいます。
溪流等	政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する以下のいずれかに該当する土地をいいます。 ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を示している土地 ③①・②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集申し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

宅地造成等の用語の関係は、次のとおりです。

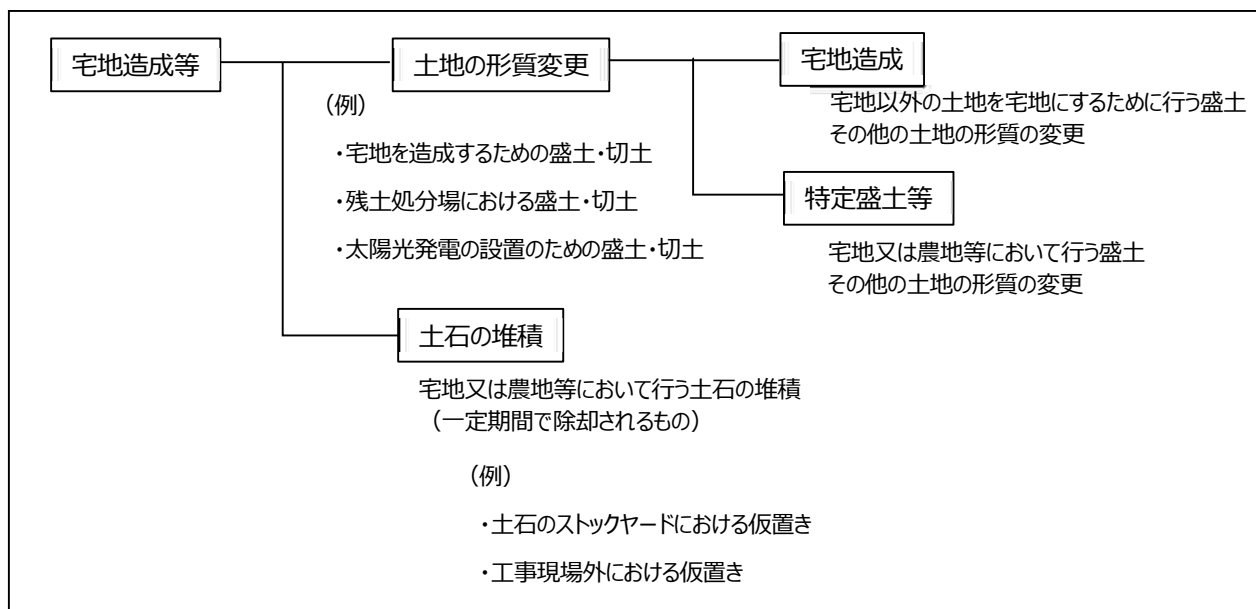
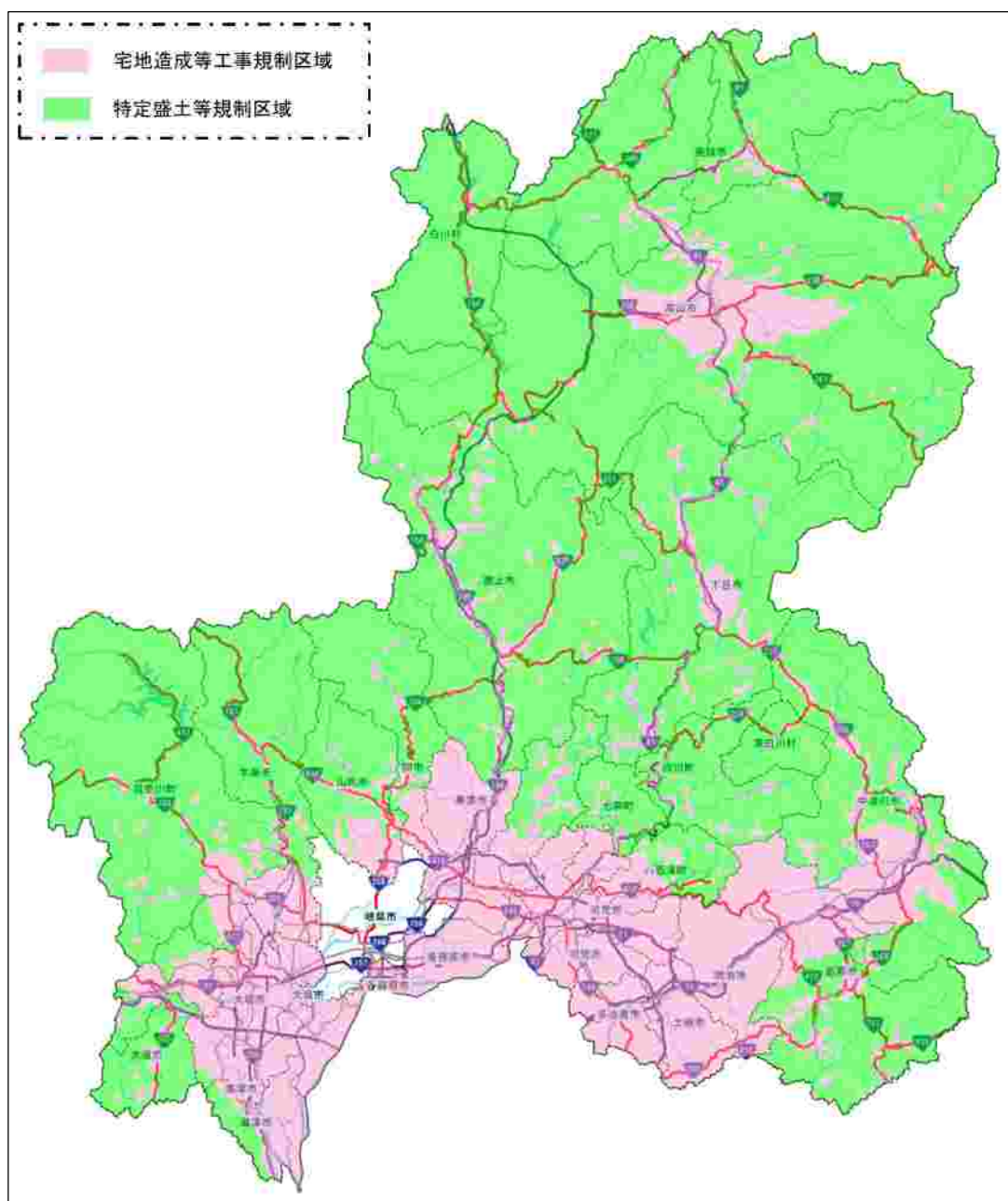


図 1 - 1 宅地造成等のイメージ図

### 1 - 3 規制区域



※中核市（岐阜市）の規制区域は、岐阜市で指定を行います。

図 1 - 2 盛土規制法に基づく規制区域

表 1 - 2 規制区域の告示について

県域	市町村	告示日	施行日	備考
岐阜	岐阜市	中核市であるため、岐阜市が指定します。		※
	各務原市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	羽島市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	山県市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	瑞穂市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	本巣市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	岐南町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	笠松町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
西濃	北方町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	大垣市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	海津市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	養老町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	垂井町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	関ヶ原町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	神戸町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	輪之内町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	安八町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	揖斐川町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	大野町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
中濃	池田町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	関市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	美濃市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	郡上市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	美濃加茂市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	可児市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	坂祝町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	富加町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	川辺町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	七宗町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	八百津町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	白川町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
東濃	東白川村	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	御嵩町	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	多治見市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	※
	瑞浪市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	土岐市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	※
飛騨	中津川市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	恵那市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	高山市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	飛騨市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	下呂市	令和6年12月24日	令和7年4月1日	
	白川村	令和6年12月24日	令和7年4月1日	

※宅地造成等規制法（旧法）に基づく規制区域があります。

○盛土規制法の規制区域は、以下のアドレスより確認できます。

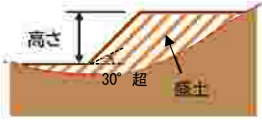
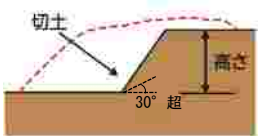
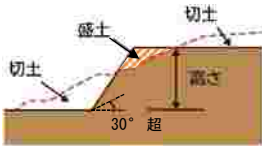
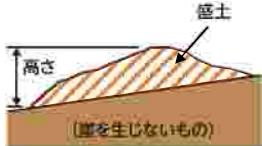



[規制区域（県内全域・市町村別）]

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/391371.html>

### 1-4 許可を要する工事

規制区域内において行う土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で表1-3に該当する一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

表1-3 許可を要する工事

行 為	対象規模		イメージ図
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
土地の形質変更 (法第2条、政令第3条、政令第28条1項)	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
	②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの	
	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)	③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く)	
	④盛土で、高さが2mを超えるもの(①、③を除く)	④盛土で、高さが5mを超えるもの(①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの(①～④を除く)(注2)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの(①～④を除く)(注2)	
土石の堆積(注1) (法第2条、政令第4条、省令第8条(10)イ、政令第28条2項)	①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの	①高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの	
	②当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの(注2)	②当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの(注2)	

注1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

注2：厚さ30cm超の盛土又は切土に限ります。

1 - 5 特定盛土等規制区域内で届出を要する工事

表 1 - 4 特定盛土等規制区域の届出を要する工事（注 1）

行 為	対象規模
土地の形質変更 （法第 2 条、政令第 3 条）	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で、高さが 2m を超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの（①～④を除く）（注 2）
土石の堆積（注 3） （法第 2 条、政令第 4 条、省令第 8 条(10)イ）	①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの（注 2）

注 1：表 1 - 3 の対象規模（特定盛土等規制区域）に該当する場合は、届出ではなく許可の対象となり、当該許可を受けることで届出は不要となります。

注 2：厚さ 30 cm 超の盛土又は切土に限ります。

注 3：土石の堆積の許可期間は 5 年以内となります。



## 高さ及び面積の算定あたりの留意事項

### 1) 高さの算定方法

・既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図1-3に示すように「新たに盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さ」により、許可対象となるか否かを判断する。

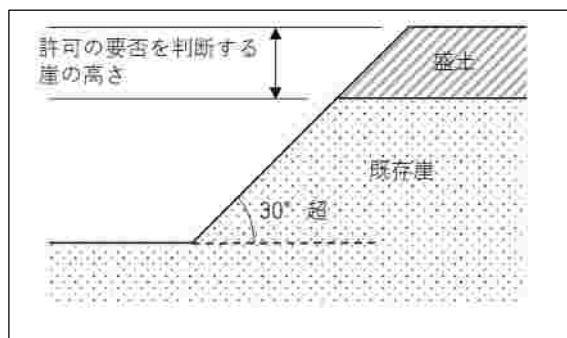


図1-3 崖の高さの判断イメージ図①

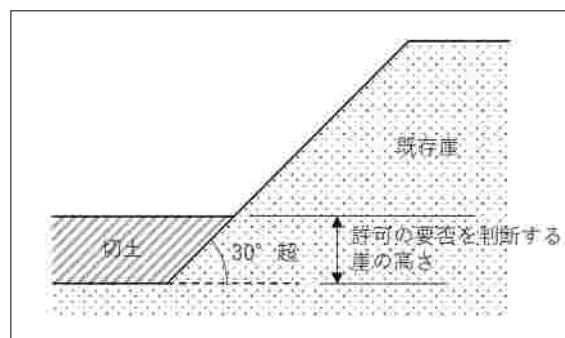


図1-4 崖の高さの判断イメージ図②

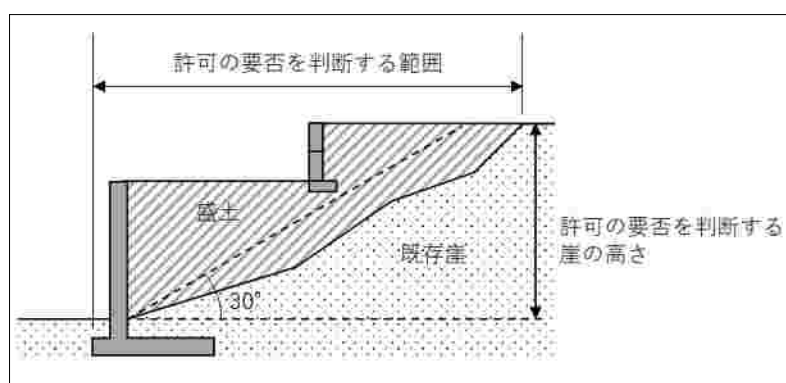


図1-5 崖の高さの判断イメージ図③

### [許可対象となるケース（政令第3条第一号の例）]

- ・400㎡の土地において、高さ0.6mの既存崖上に、高さ1.1mの崖を生じる盛土を行う場合  
既存の崖を「新たに行われる盛土の基礎地盤」として、既存の崖を含めた全体での安全性確認※が必要となる。

### [許可対象外となるケース（政令第3条第一号の例）]

- ・400㎡の土地において、高さ0.6mの既存崖上に、高さ0.9mの崖を生じる盛土を行う場合  
許可は要しないが、「既存の崖を含めた全体が許可対象規模以上」となる場合は、既存の崖を含めた全体での安全性確認※が必要となる。

※許可の要否に関わらず、法第22条（土地の保全等）の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要がある。

## 2) 面積の算定方法

### [土地の形質変更・土石の堆積]

#### A：許可の要否を判断する面積

- ・現地盤から高さ（厚さ）30 cmを超える土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

#### B：造成する面積（＝手数料の面積）

⇒申請書 第10欄 □に記載

- ・土地の形質変更又は土石の堆積を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とする。

#### C：土地の面積

⇒申請書 第5欄に記載

- ・土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積

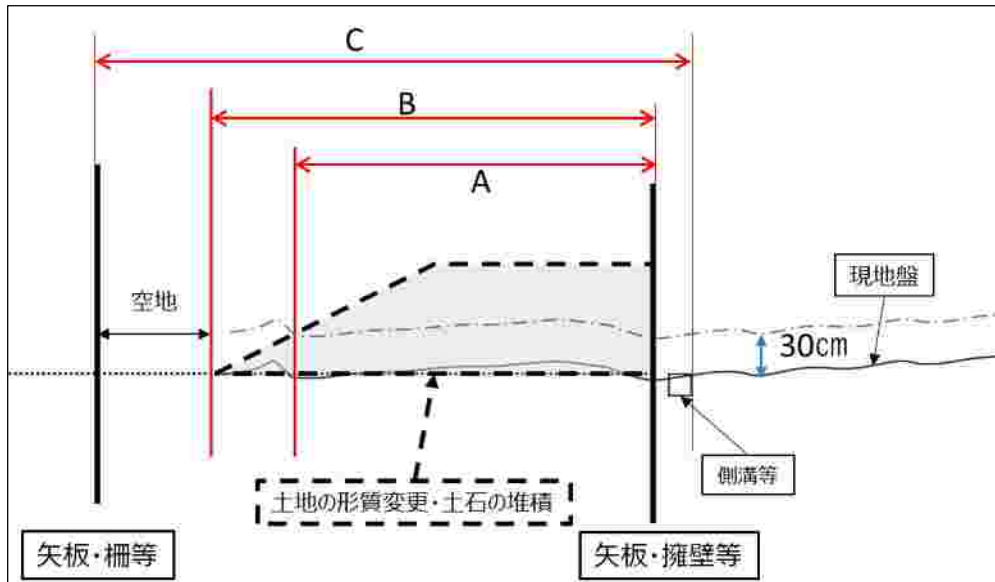


図1-6 宅地造成及び特定盛土等の場合の面積算定方法

## 3) 工事の一体性

工事の一体性は、以下の(1)～(3)の観点から総合的に判断する。

### (1) 事業者の同一性

同一の事業者等の関連性のある事業者が行っている場合等を指す。

### (2) 物理的一体性

複数の盛土等が隣接・近接している場合や同じ場所に盛土等が繰り返し行われている場合等を指す。

### (3) 機能的一体性

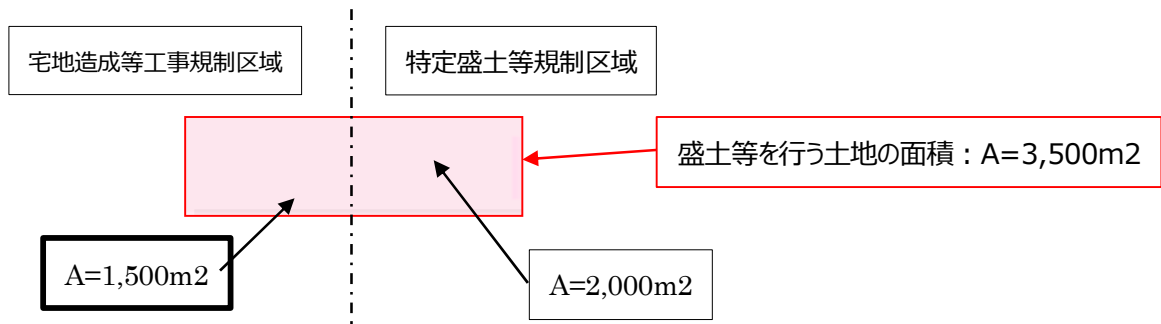
事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた場合を指す。

4) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を跨ぐ場合の考え方について

規制区域を跨ぐ場合については、以下の手順により判断してください。

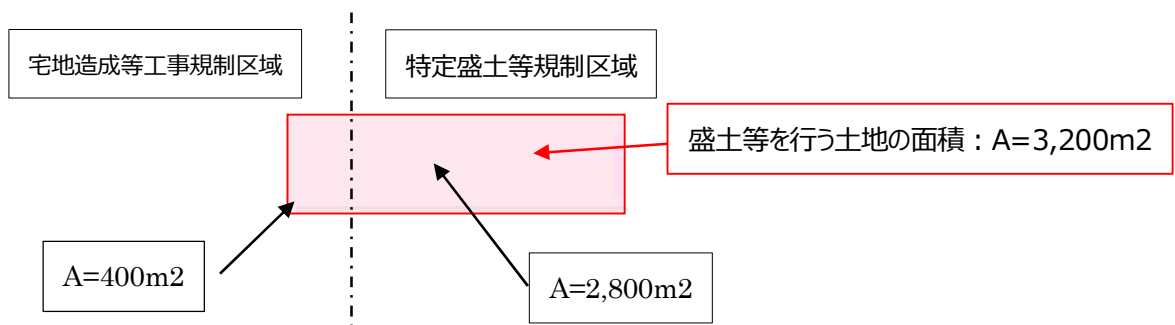
- (1) 宅地造成等工事規制区域内で許可対象規模の工事については、盛土等を行う土地全体について、宅地造成等工事規制区域の許可（法12条第1項）の対象です。

(例) 表 1-3 ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの



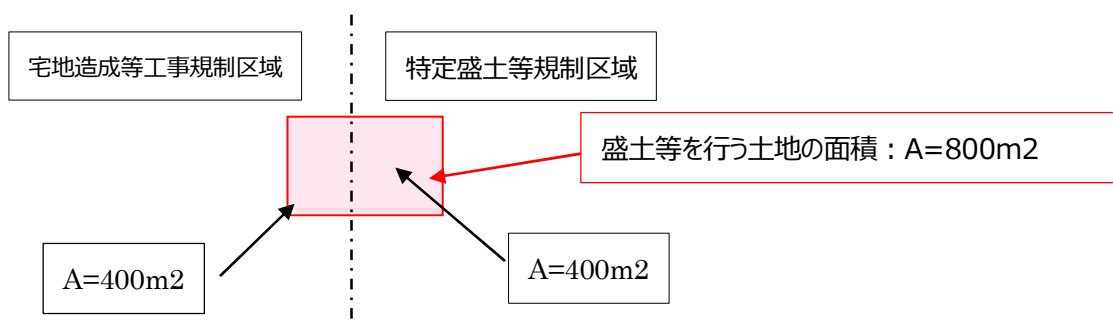
- (2) 宅地造成等工事規制区域内で許可対象規模未滿かつ盛土等を行う土地の面積の全体が、特定盛土等規制区域の許可対象を超える規模の工事については、特定盛土等規制区域の許可（法30条第1項）の対象です。

(例) 表 1-3 ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの



- (3) (1) (2)を除き、盛土等を行う土地の面積の工事全体が、特定盛土等規制区域の届出を要する工事を越える工事については、特定盛土等規制区域の届出（法27条第1項）の対象です

(例) 表 1-4 ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの



### 1-6 許可・届出を要しない工事

規制区域内において行う土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で許可・届出を要しない工事は以下の工事となります。ただし、土地所有者等には、土地の保全義務がさせられ、盛土等による災害の発生するおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表 1-5 許可・届出を要しない工事

区 分	具体的な内容
<p>公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各 項)</p>	<p>道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし書、法第 27 条第 1 項ただし書、法第 30 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等</li> <li>・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等</li> <li>・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等</li> <li>・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</li> <li>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>・高さ 2m 以下かつ面積 500 m<sup>2</sup> 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であつて、盛土又は切土をする厚さが 30 cm を超えないものを行う工事</li> <li>・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m<sup>2</sup> を超えないもの</li> <li>・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であつて、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの</li> <li>・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）</li> </ul>

区 分	具体的な内容
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、法第 34 条各項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事</li> <li>・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事</li> </ul>
その他法の対象外となる行為 (技術的助言等)	<p data-bbox="549 432 959 461">&lt;共通（土地の形質変更・土石の堆積）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの）</li> </ul> <p data-bbox="549 591 743 620">&lt;土地の形質変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四方の土地より低い窪地において、四方の高さに合わせて高上げを行い平坦にする場合又はその平坦な面を基準（注 5）として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象を超えない場合（注 6）</li> <li>・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等</li> <li>・自然災害により被災した土地を被災前の地形に現状回復する行為</li> <li>・建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削・埋戻し</li> <li>・建築物等の工作物を解体に伴う床掘及び埋戻し</li> </ul> <p data-bbox="549 909 699 938">&lt;土石の堆積&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験、検査等のための試料の堆積</li> <li>・屋根及び壁で囲まれた空間その他閉鎖された場所における土石の堆積</li> <li>・岩石のみを堆積する土であって勾配が 30 度以下のもの</li> <li>・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（注 7）</li> </ul>

注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）として取り扱います。

注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注 5：四方の土地に既設の水路等がある場合、既設の水路等の天端を基準（複数ある場合は、最も低い基準高）とする。

注 6：盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立て場合等は、規制対象となります。

注 7：主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合等は、規制対象となります。

### 1-7 みなし許可となる工事について

以下の工事については、盛土規制法第15条又は第34条の各項により、盛土規制法の許可を取得したものとみなされます。ただし、みなし許可となる工事であっても、盛土規制法に基づく手続きが必要です。

- 1) 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事で、許可権者との協議が成立したもの
- 2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事

※都市計画法で許可を受けている工事に関する事項は、都市計画法の窓口で対応しますので、ご注意ください。中間検査及び定期報告についても、都市計画法の窓口へ提出してください。

表1-7 みなし許可となる工事で必要となる手続き

区分	開発許可を受けた工事 (令和7年4月1日以降許可)	国や都道府県等が行う工事 (岐阜県知事と協議が成立した案件)
許可申請	不要（都市計画法で手続き）	不要（協議が必要）
標識の設置	必要	必要
定期報告	必要	必要
中間検査	必要	必要
変更許可、変更届	不要（都市計画法で手続き）	不要（協議が必要）
完了検査	不要（都市計画法で手続き）	必要

## 2 許可権者について

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

岐阜県知事

（参考）その他の事務移譲

大垣市、高山市、多治見市、各務原市、可児市は、当該市が行う開発許可（都市計画法第29条の許可）の中間検査・定期報告の処理を行います。

多治見市は、旧法宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法）に基づく許可を受けた盛土等の変更許可、完了検査等の処理を行います。

### 盛土規制法の申請にあたっての留意点

・盛土等を行う土地の許可権者が複数いる申請の場合は、申請先を調整するため、申請前に建築指導課までご連絡ください。

（例：岐阜県と岐阜市、岐阜県と愛知県など）

※運用開始前であるため、  
変更する可能性があります。

### 3 許可申請等の流れ

#### 3-1 許可申請の流れ

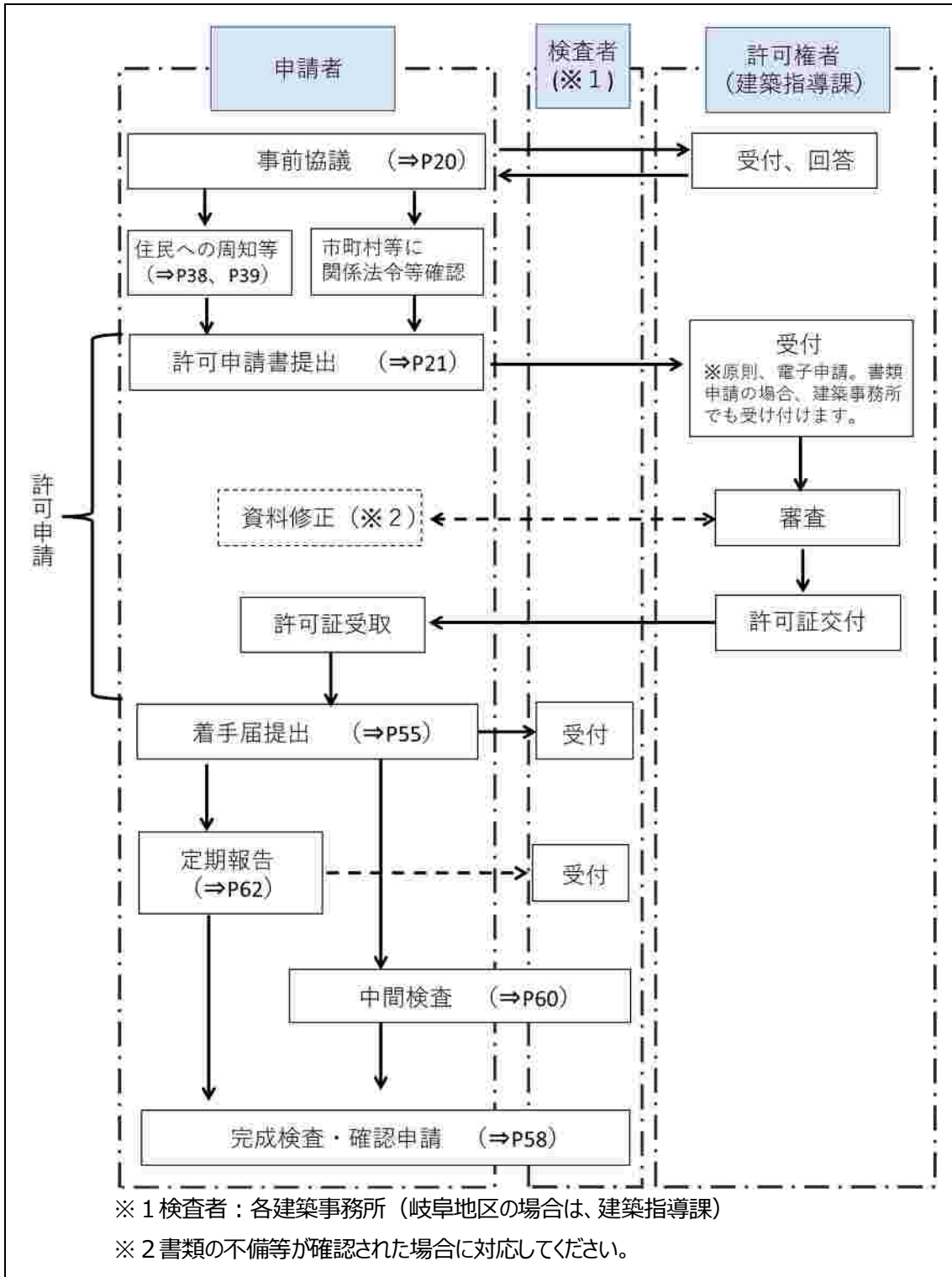


図3-1 事前協議から許可申請のフロー図

※運用開始前であるため、  
変更する可能性が有ります。

### 3-2 中間検査・定期報告の流れ

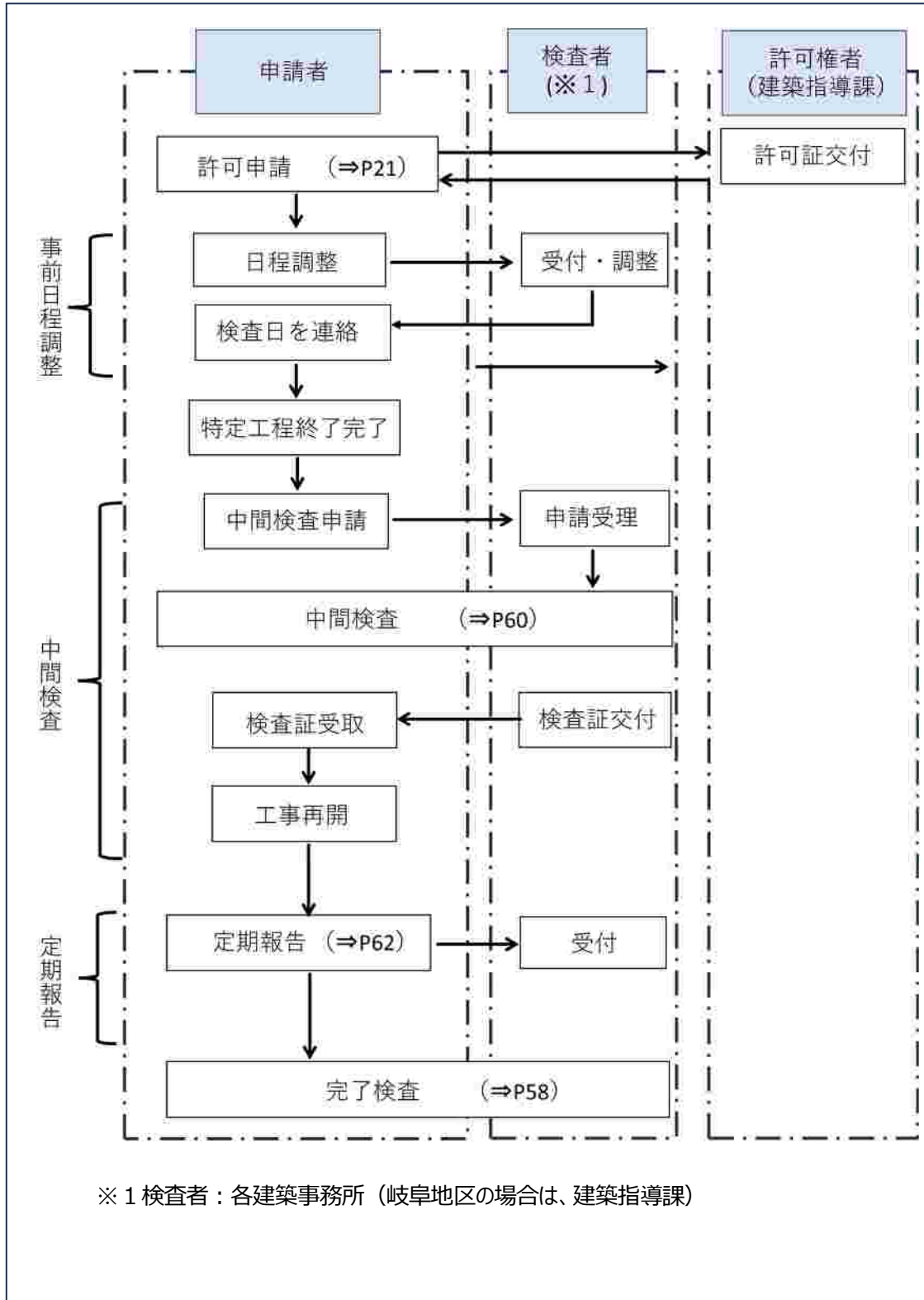
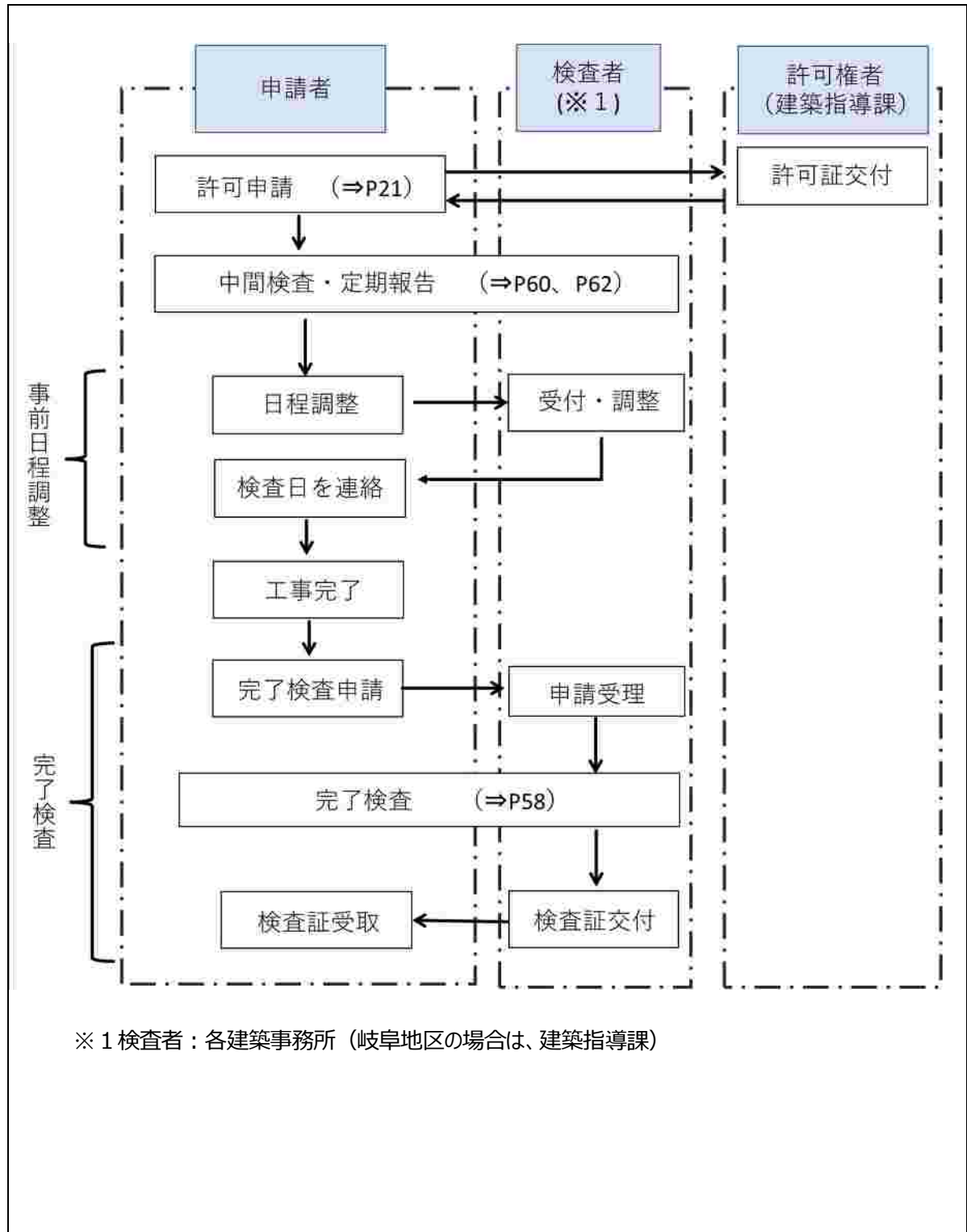


図3-2 中間検査・定期報告フロー図



※運用開始前であるため、  
変更する可能性があります。

### 3-3 完了検査等の流れ



※1 検査者：各建築事務所（岐阜地区の場合は、建築指導課）

図3-3 完了検査フロー図

### 3 - 4 許可等申請手数料

本県では、許可申請に係る手数料は、条例により下記のとおり定めている。

#### ○宅地造成等

土地の面積	手数料
500㎡以下	16,000 円
500㎡超 1,000㎡以下	28,000 円
1,000㎡超 2,000㎡以下	39,000 円
2,000㎡超 3,000㎡以下	57,000 円
3,000㎡超 5,000㎡以下	66,000 円
5,000㎡超 10,000㎡以下	90,000 円
10,000㎡超 20,000㎡以下	140,000 円
20,000㎡超 40,000㎡以下	220,000 円
40,000㎡超 70,000㎡以下	350,000 円
70,000㎡超 100,000㎡以下	490,000 円
100,000㎡超	630,000 円

#### ○土石の堆積

土地の面積	手数料
500㎡以下	11,000 円
500㎡超 1,000㎡以下	14,000 円
1,000㎡超 2,000㎡以下	16,000 円
2,000㎡超 3,000㎡以下	20,000 円
3,000㎡超 5,000㎡以下	28,000 円
5,000㎡超 10,000㎡以下	32,000 円
10,000㎡超 20,000㎡以下	38,000 円
20,000㎡超 40,000㎡以下	53,000 円
40,000㎡超 70,000㎡以下	72,000 円
70,000㎡超 100,000㎡以下	110,000 円
100,000㎡超	130,000 円

#### ○中間検査

土地の面積	手数料
500㎡以下	2,900 円
500㎡超 1,000㎡以下	2,900 円
1,000㎡超 2,000㎡以下	3,400 円
2,000㎡超 3,000㎡以下	4,000 円
3,000㎡超 5,000㎡以下	5,700 円
5,000㎡超 10,000㎡以下	5,700 円
10,000㎡超 20,000㎡以下	5,700 円
20,000㎡超 40,000㎡以下	11,000 円
40,000㎡超 70,000㎡以下	23,000 円
70,000㎡超 100,000㎡以下	40,000 円
100,000㎡超	57,000 円

○変更許可に対する手数料

(1)～(3)を合計した額(宅地造成等では630,000円、土石の堆積では130,000円)を上限とする。

(1)設計の変更：変更前の土地(又は面積の縮小後の土地)の上記面積区分に応じた手数料の10%

(2)新たに盛土等の土地を追加する変更：追加する土地の上記の面積区分に応じた手数料

(3)その他の変更：10,000円

○適合証明に関する手数料

一通につき350円

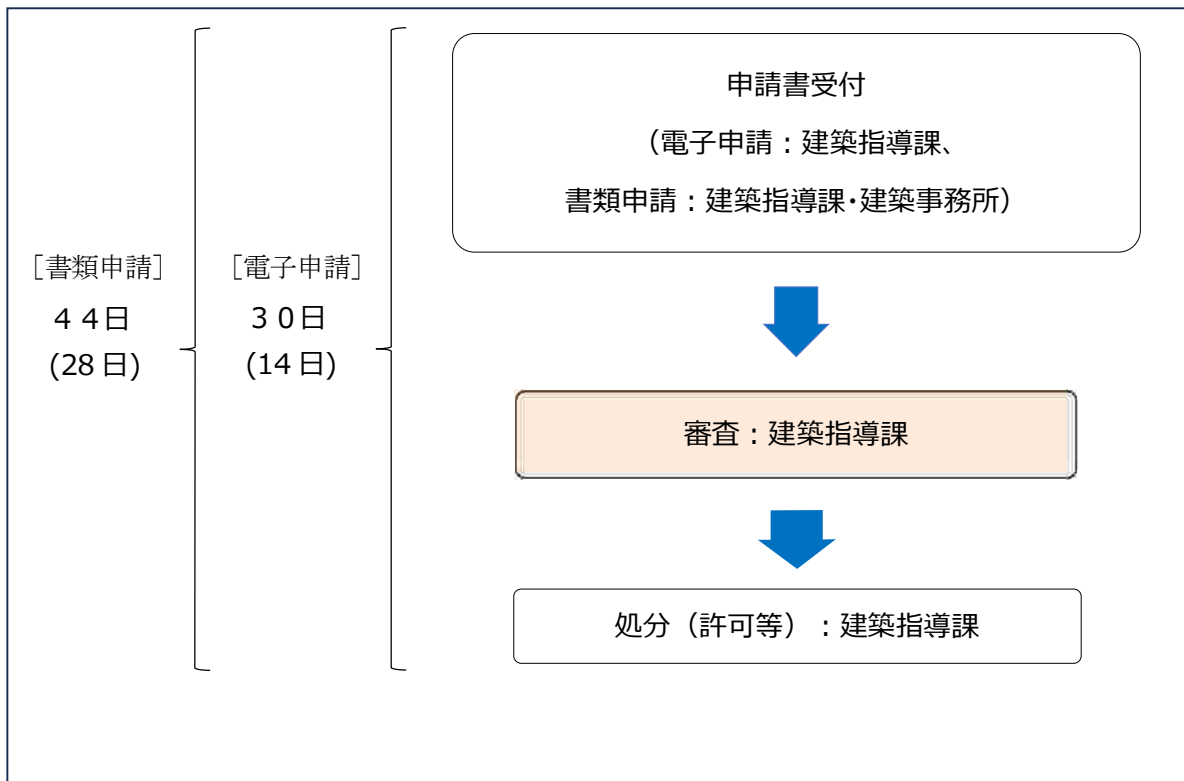
### 3-5 審査基準及び標準処理期間

盛土等に関する工事の許可に係る事務の期間は、次のとおり審査基準及び標準処理期間を定めています。

- 1) 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- 2) 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 3) 標準処理期間は、一般的な盛土等について、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、盛土等の規模及び構造計算等の確認項目等によっては、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

《標準処理期間（申請受付から当該申請に対する処分をするまでの期間）について》

※( )内は土石の堆積に関する許可の期間



#### 4 事前協議

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認等のため、図面等を添えて、下記フォームに入力又は郵送もしくは対面での協議等により事前協議をしてください。なお、事前協議は、任意申請となります。

URL： 作成中 （準備でき次第公表）

事前協議を実施後、許可申請までに、所在市町村や関係機関等に条例や法令等に関する確認を行うと共に、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。（住民周知は「6-6 周辺住民への事前周知」参照）

表4-1に関係する法令等を例示しますが、記載されているものに限らず、必ず盛土規制法以外の法令への違反がないよう、入念に確認してください。

表4-1 関係法令等

法令等	許可等の一例
建築基準法	建築確認、位置指定道路、建築許可
国土利用計画法	土地売買等届出
都市計画法	開発許可、建築許可、地区計画
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域内行為許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特定開発許可
道路法	道路工事施行承認
砂防法	砂防指定地内行為許可
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為許可
岐阜県埋立て等の規制に関する条例	特定事業許可
土壌汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更の届出
農振法 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区内における開発行為の許可
森林法	林地開発許可、伐採届
農地法	農地転用
文化財保護法	埋蔵文化財発掘の届出
河川法	土地の形状変更等許可
自然公園法・条例	普通地域内行為届出
県又は所在市町村の独自条例、要綱 等	

## 5 許可申請書作成要領

### 5-1 許可申請に必要な部数について

盛土規制法第12条1項又は第30条1項に基づく許可申請に必要な部数は表5-1のとおりです。

なお、必要書類については、「5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）」及び「5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）」に基づき作成すること。

表5-1 許可申請書提出部数

区 分	提出部数		備 考
申請書（電子申請）	1式		なお、申請者への申請書類の返信は実施しないため、申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
申請書（書類申請）	正本	2部	原則、3部提出（岐阜地区の場合は2部）
	副本	1部	
	合計	3部	

### 5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表5-2 土地の形質変更に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	様式第二	(省令第7条第1項) ・記入項目について、「6-1 許可申請書(土地の形質変更)」を参照
2	図面	表5-3参照		
3	構造計算書等(擁壁)	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ・構造計画、応力算定及び断面算定	※(注2)	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合(省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合(政令第14条、省令第31条)
	大臣認定擁壁認定書等(注3)	・大臣認定擁壁の認定書 ・大臣認定擁壁の認証証明書 ・設計条件が分かる資料	※	・大臣認定擁壁を使用している場合(政令第17条)
4	構造計算書等(地盤等)	・土質試験その他の調査の結果 ・試験に基づく安定計算書	※	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号)
5	設計者の資格に関する調査書	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	細則様式第○	設計者の資格は、「6-4 資格を有する者の設計対象、設計者資格」を参照のこと (省令第7条第1項第5号、細則○条)
	(添付書類)	・卒業証明書		
		・実務経歴証明書 ・資格、免許等の写し	参考様式	
6	申請地及びその周辺の写真			(省令第7条第1項第6号)
7	申請者の確認書類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等		(省令第7条第1項第7号又は第8号)
8	資金計画書		様式第三	(省令第7条第1項第9号)
	(添付書類)	〈個人の場合〉 ・直前3年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・事業経歴書(参考様式) ・直前3年間の法人税の納税証明書		

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
9	土地の同意状況調査票		細則様式第○	土地の同意の詳細については、「6-5 土地所有者等の同意について」を参照のこと (法12条第2項第4号、法30条第2項第4号、省令第7条第1項第10号)
	(添付書類)	土地の公図の写し		
		土地の登記事項証明書		
		同意書(自署又は印鑑証明書)	参考様式	
10	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注4)	〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録または議事要約、説明会に用いた資料等)		(省令第6条、第7条第1項第11号) ・周知する内容及び範囲は、「6-6 周辺住民への事前周知」参照
		〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等		
		〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)		
11	工事施行者の能力に関する書類	・事業経歴書	参考様式	・宅地造成等を行う土地の面積が1ヘクタール以上の工事 ・擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事 (法第12条第2項第3号、法第30条第2項第3号)
		・建設業の許可証明書	※	
		〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書		
12	誓約書	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約等	参考様式	(法第12条第2項第2号、法第30条第2項第2号)
13	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。)	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合
14	その他	・都道府県が必要と認める書類		

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

注2：大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。

注3：製造工場及び有効期間を明記されているものを添付してください。

注4：溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。



表5-3 土地の形質変更の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	
6	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
7	排水施設構造図	・構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること
8	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
10	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1 1	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)
1 2	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)

### 5 - 3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表5-4 土石の堆積に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	様式第四	(省令第7条第2項) ・記入項目について、「6-2 許可申請書(土石の堆積)」を参照
2	図面	表5-5参照		
3	構造計算書等 (崩壊防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	※ (注2)	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)
4	構造計算書等 (流出防止)	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	※ (注2)	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、第34条第1項各号)
	大臣認定擁壁認定書(注3)	・大臣認定擁壁の認定書 ・大臣認定擁壁の認証証明書 ・設計条件が分かる資料	※	・大臣認定擁壁を使用している場合 (政令第17条)
5	申請地及びその周辺の写真			(省令第7条第2項第4号)
6	申請者の確認書類	〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し		(省令第7条第2項第5号又は第6号)
7	資金計画書		様式第五	(省令第7条第2項第7号)
	(添付書類)	〈個人の場合〉 ・直前3年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・事業経歴書(参考様式) ・直前3年間の法人税の納税証明書		
8	土地の同意状況調査票		細則様式第〇	土地の同意の詳細については、「6-5 土地所有者等の同意について」を

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
	(添付書類)	土地の公図の写し		参照のこと (法12条第2項第4号、法第30条第2項第4号、省令第7条第2項第8号、細則第〇条)
		土地の登記事項証明書		
		同意書(自署又は印鑑証明書)	参考様式	
9	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注4)	<説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録または議事要約、説明会に用いた資料等) <書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)		(省令第6条、第7条第2項第9号) ・周知する内容及び範囲は、「6-6 周辺住民への事前周知」参照
10	工事施行者の能力に関する書類	・事業経歴書 ・建設業の許可証明書 <個人の場合> ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等 <法人の場合> ・法人の登記事項証明書	参考様式 ※	・宅地造成等を行う土地の面積が1ヘクタール以上の工事 ・擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事 (本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号)
11	誓約書	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約等	参考様式	(本法第12条第2項第2号)
12	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。)	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合
13	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

注2：大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。

注3：製造工場及び有効期間を明記されているものを添付して下さい。

注4：災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。

表5-5 土石の堆積の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置（排水施設等）を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	(細則第〇条)
6	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)

## 6 許可等申請書の留意事項

### 6-1 許可申請書（土地の形質変更）

盛土規制法の許可申請においては、土地の形質変更の「1. 許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表6-1 記載事項等（許可：土地の形質変更）

	記載事項・留意事項等
1 欄 工事主住所氏名	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
2 欄 設計者住所氏名	
3 欄 工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
4 欄 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5 欄 土地の面積	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6 欄 工事着手前の土地利用状況	
7 欄 工事完了後の土地利用	
8 欄 盛土のタイプ	・盛土のタイプは、「平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土」から選択すること。（複数選択可）
9 欄 土地の地形	・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいう。 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とする。

		記載事項・留意事項等
10 欄 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。</li> <li>・盛土と切土を同時に行う場合は、最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。</li> </ul>
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土を行う面積を記載すること。(手数料の面積)</li> </ul>
	ハ 盛土又は切土の土量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土の総土量を記載すること。</li> <li>・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に土量を記載すること。</li> </ul>
	ニ 擁壁	
	ホ 崖面崩壊防止施設	
	ヘ 排水施設	
	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面保護工による措置を講じた場合は、その旨を記載すること。</li> </ul>
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
ル 工事着手予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の着手予定年月日を記載すること。</li> </ul>	
ヲ 工事完了予定年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の完了予定年月日を記載すること。</li> </ul>	
ワ 工程の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程表を添付すること。</li> </ul>	
11 欄 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法令による許認可の状況を全て記載すること。</li> </ul>	



## 6-2 許可申請書（土石の堆積）

盛土規制法の許可申請においては、土石の堆積の「1. 許可申請書」について、以下の項目を記入すること。

表6-2 記載事項等（許可：土石の堆積）

		記載事項・留意事項等
1 欄	工事主住所氏名	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
2 欄	設計者住所氏名	
3 欄	工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
4 欄	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5 欄	土地の面積	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6 欄	工事の目的	
7 欄 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	・土石を堆積する高さの最大値を記載すること。
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	・土石を堆積する面積の最大値を記載すること。 (手数料の面積)
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	・土石を堆積する土量の最大値を記載すること。
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
ワ	工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
カ	工程の概要	・工程表を添付すること。
8 欄	その他必要な事項	・他法令による許認可の状況を全て記載すること。

### 6-3 工事の技術的基準

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は、下表のとおりです。

本県では、盛土規制法に基づき申請された盛土等の許可に関して、法令の定めに従って判断するための技術的な審査基準を策定しています。詳細は、「盛土規制法に関する技術ガイドライン」を岐阜県のホームページで公表していますので、参照ください。

(ダウンロード：岐阜県HP 技術ガイドライン)

[URL:作成中](#) (準備でき次第公表)

(ダウンロード：国HP 盛土等防災マニュアル)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

表 6-3 土地の形質変更に関する工事の技術的基準

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 7 条～第 18 条)

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項 (1)	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項 (2)	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策 (段切りその他の措置) について
	第 7 条第 2 項 (1)	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項 (2)	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令 (第 12 条各号) の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認 (土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算) について
	第 7 条第 2 項 (3)	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策 (地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置) について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について (注 1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項 (1)	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項 (2)	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について (石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第 15 条第 2 項	地表面 (注 2) の雨水その地表水からの浸食からの保護について (植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000060.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html)

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第 18 条)

表6-4 土石の堆積に関する工事の技術的基準  
 (法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項(1)	勾配の制限について(勾配1/10以下)
	第19条第1項(2)	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置(地盤改良等)について
	第19条第1項(3)	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項(4)	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項(5)	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

#### 6-4 設計者の資格を証する書類

##### 1) 資格を有する者の設計対象工事

(法第13条第2項、法31条第2項、政令第21条、政令第31条第1項)

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積（許可対象面積）が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

##### 2) 設計者資格（法第13条第2項、法31条第2項、政令第22条、政令第31条第2項、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者
  - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
  - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令

第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

#### 6-5 土地所有者等の同意について

工事の許可申請において、あらかじめ、当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地(申請する土地)の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要です。

ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として以下の事業の施行に伴うものを除く。

- ・土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ・土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業
- ・都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第2条第5号に規定する防災街区整備事業
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

## 6-6 周辺住民への事前周知

工事主は、盛土規制法の許可の申請をするときは、あらかじめ、以下で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

### 1) 周辺住民への事前周知方法

周辺住民への事前周知は、以下の①～③のいずれかの方法により実施してください。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

ただし、溪流等（以下のア～ウの土地）において、高さ15mを超える盛土を行う場合は、①の説明会の開催が必須となります。

ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地

ウ ア、イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

2) 周辺住民への周知する工事内容について

周辺住民への周知する工事内容は、次のとおりである。

表6-5 周辺住民への周知する工事内容

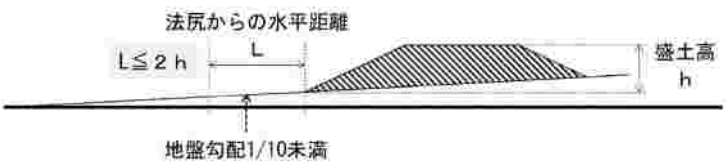
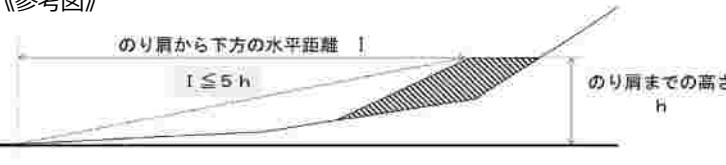

区分	周知する工事の具体的内容
土地の形質変更	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項



3) 周辺住民への周知する範囲について

周辺住民への周知する範囲は、以下の「盛土の区分」毎に「住民への周知を行う範囲の考え方」のいずれかの範囲を実施する

表6-6 周辺住民への周知する範囲

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）</li> <li>・盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>・盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲</li> <li>・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</li> </ul> <p>《参考図》</p> 
<p>腹付け盛土</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）</li> <li>・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲</li> <li>・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul> <p>《参考図》</p> 
<p>①溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）</li> <li>・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</li> </ul> <p>《参考図》</p> 

## 7 特定盛土等規制区域の届出書作成要領

### 7-1 特定盛土等規制区域の届出に必要な部数について

特定盛土等規制区域において、盛土規制法第 27 条第 1 項に基づく届出に必要な部数は表 7-1 のとおりです。

ただし、法第 30 条第 1 項の許可、法第 35 条第 1 項の変更許可、法第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

なお、必要書類については、「7-2 特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土地の形質変更）」及び「7-3 特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土石の堆積）」に基づいて作成すること。

表 7-1 特定盛土等規制区域の届出書提出部数

区 分	提出部数		備 考
届出書（電子申請）	1 式		なお、届出者への書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	2 部	原則、3 部提出（岐阜地区の場合は 2 部）
	副本	1 部	
	合計	3 部	

### 7-2 特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土地の形質変更）

盛土規制法第 27 条第 1 項における土地の形質変更に関する工事の届出に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表7-2 土地の形質変更に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第十九	(省令第58条第1項) ・記入項目について、「7-4 届出書(土地の形質変更)」を参照
2	図面	表7-3参照		
3	申請地及びその周辺の写真			(省令第58条第1項第1号)
4	届出者の確認書類	<p>〈個人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</li> </ul> <p>〈法人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し</li> </ul>		(省令第58条第1項第1号)
5	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。)	※	・代理人が申請手続を行う場合
6	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

表7-3 土地の形質変更の図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分</li> <li>・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</li> </ul>	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	
6	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
7	排水施設構造図	・構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること
8	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
10	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
11	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
12	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)

### 7-3 特定盛土等規制区域の届出書に必要な書類等（土石の堆積）

盛土規制法第27条第1項における土石の堆積に関する届出に必要な書類及び図面の一覧は、次ページ以降に示す。

表 7-4 土石の堆積に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第二十	(省令第 58 条第 2 項) ・記入項目について、「7-5 届出書 (土石の堆積)」を参照
2	図面	表 7-5 参照		(省令第 58 条第 2 項第 1 号)
3	申請地及びその 周辺の写真			(省令第 58 条第 2 項第 1 号)
4	届出者の確認 書類	<p>〈個人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し</li> </ul> <p>〈法人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・役員の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し</li> </ul>		
5	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印（電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合
6	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

表7-5 土石の堆積の図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置（排水施設等）を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
5	土地の求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	
6	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)

#### 7-4 記載事項等（土地の形質変更）

特定盛土等規制区域の届出においては、土地の形質変更の「1. 届出書」について、以下の項目を記入すること。

表7-6 記載事項等（届出：土地の形質変更）

		記載事項・留意事項等
1 欄	工事主住所氏名	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
2 欄	設計者住所氏名	
3 欄	工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
4 欄	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5 欄	土地の面積	・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6 欄	工事着手前の土地利用状況	
7 欄	工事完了後の土地利用	
8 欄	盛土のタイプ	・盛土のタイプは、「平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土」から選択すること。（複数選択可）
9 欄	土地の地形	・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいう。 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とする。
10	イ 盛土又は切土の高さ	・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを



欄 工 事 の 概 要		記載すること。 ・盛土と切土を同時に行う場合は、切土の最上端から盛土の最下端までの垂直高さを記載すること。
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	・盛土又は切土を行う面積を記載すること。
	ハ 盛土又は切土の土量	・盛土又は切土の総土量を記載すること。 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に土量を記載すること。
	ニ 擁壁	
	ホ 崖面崩壊防止施設	
	ヘ 排水施設	
	ト 崖面の保護の方法	
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	のり面保護工による措置を講じた場合は、その旨を記載すること。
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ヲ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	ワ 工程の概要	・工程表を添付すること。
11 欄 その他必要な事項		・他法令による許認可の状況を全て記載すること。

### 7-5 記載事項等（土石の堆積）

特定盛土等規制区域の届出においては、土石の堆積の「1. 届出書」について、以下の項目を記入すること。

表7-7 記載事項等（届出：土石の堆積）

		記載事項・留意事項等
1 欄	工事主住所氏名	・工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
2 欄	設計者住所氏名	
3 欄	工事施行者住所氏名	・工事を現地で実際に施行する者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
4 欄	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・申請地内の土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。) ・代表地点の緯度経度については、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 ・緯度経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が公表している地理院地図で確認する等の方法がある。 ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の土地のすべての地番及び緯度経度を記載すること。
5 欄	土地の面積	・届出に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含む。 ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記載すること。
6 欄	工事の目的	
7 欄 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	・土石を堆積する高さの最大値を記載すること。
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	・土石を堆積する面積の最大値を記載すること。
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	・土石を堆積する土量の最大値を記載すること。
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地に	

	おける地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	・工事の着手予定年月日を記載すること。
	ヰ 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
	カ 工程の概要	・工程表を添付すること。
8 欄 その他必要な事項		・他法令による許認可の状況を全て記載すること。

## 8 変更許可申請書及び変更届出書作成要領

### 8-1 許可に係る変更許可申請書

盛土規制法第12条第1項又は法第30条第1項で許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、以下の軽微な変更該当する場合を除き、法第16条第1項又は法第35条第1項に基づく変更許可が必要です。変更許可申請に必要な部数は表8-1のとおりです。

軽微な変更（下記の①又は②に該当する変更を実施する場合）

- ①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

なお、軽微な変更の場合は、「8-2 軽微な変更における届出書」により対応してください。

表8-1 変更許可申請書提出部数

区 分	提出部数		備 考
申請書（電子申請）	1式		なお、申請者への申請書類の返信は実施しないため、申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
申請書（書類申請）	正本	2部	原則、3部提出（岐阜地区の場合は2部）
	副本	1部	
	合計	3部	

表8-2 変更許可申請書に必要な書類 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様 式		備 考
			元	変 更	
1	変更許可申請書	土地の形質変更	様式第二	<b>様式第七</b>	表5-2、表5-3 参考
		土石の堆積	様式第四	<b>様式第八</b>	表5-4、表5-5 参考
2	許可書の写し	・変更前に許可を受けた許可書の写し			
3	委任状		※	※	・代理申請を行う場合

※その他、「5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）」又は「5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）」に示されている申請書及び図面に変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）し、添付してください。

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

## 8-2 軽微な変更における届出書

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事において、下記①又は②に該当する場合は、盛土規制法第16条第2項又は法第35条第2項に基づき届出が必要です。

軽微な変更の届出に必要な部数は表8-3のとおりです。

- ①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表8-3 軽微な変更における届出書提出部数

区 分	提出部数		備 考
届出書（電子申請）	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部	
	副本	-	
	合計	1部	

表8-4 軽微な変更届出書に必要な図書等 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備 考
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	細則第〇	細則第〇条
2	許可書の写し	・変更前に許可を受けた許可書の写し		
3	委任状		※	・代理申請を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

### 8-3 届出に係る変更届出書について

特定盛土等規制区域において、盛土規制法第27条第1項で届出をした工事で工事内容を変更する場合は、法第28条第1項に基づき、変更届出が必要です。

届出に係る変更届出書の必要な部数は表8-5のとおりです。

ただし、変更に伴って、届出の基準を超過し、許可を要する工事（表1-3参照）に該当する場合は、改めて許可を得る必要があります。

表8-5 届出に係る変更届出書提出部数

区 分	提出部数		備 考
届出書（電子申請）	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部	
	副本	-	
	合計	1部	

表8-6 届出に係る変更届出書に必要な書類の変更箇所のみ（様式）

※備考記載に該当する場合のみ、添付

番号	書類の名称	内 容 等	様 式		備 考
			元	変 更	
1	届出書	土地の形質変更	様式第十九	<b>様式第二十一</b>	表7-2、表7-3参考
		土石の堆積	様式第二十	<b>様式第二十二</b>	表7-4、表7-5参考
2	届出の写し	・変更前に提出した届出の写し			
3	委任状		※	※	・代理申請を行う場合

※その他、「7-2 届出書に必要な書類等（土地の形質変更）」又は「7-3 届出書に必要な書類等（土石の堆積）」に示されている届出書及び図面で変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）してください。

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

## 9 許可後における留意事項

### 9-1 許可の条件

- 本県では、土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項）
  - 1) 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
  - 2) 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
  - 3) 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
  - 4) 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
  - 5) 擁壁の基礎地盤は、深掘等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
  - 6) コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
  - 7) 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本県及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
  - 8) 工事箇所及びその周辺の苦情等の対応は、施行者等の責任とし、問題が発生しないように対応するとともに苦情対応を実施すること。
  - 9) 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。
  - 10) その他

### 9-2 許可等の公表

盛土規制法に基づく法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の許可をした工事、法第 27 条第 1 項により届出をした工事では、下記の事項について、公表する。なお、変更許可及び変更届出をした場合も同様とする。

#### ○公表事項

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

#### ○公表方法

URL： 作成中 （準備でき次第公表）

### 9-3 着手の届出

盛土規制法に基づく許可を受けた後、工事に着手する場合において、工事の許可を受けた者は、工事に着手した時に工事着手届を提出しなければなりません。

なお、着手届については、以下のフォームに入力をお願いします。

URL： 作成中 （準備でき次第公表）

表9-1 着手届の様式

行為	様式	備考
宅地造成、特定盛土等、土石の堆積	細則第〇	細則第〇条

### 9-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出

土地の形質変更に係る工事において、盛土規制法第12条第1項又は法第30条で許可を受けた工事又は法第21条第1項若しくは第3項、法第27条第1項、法第40条第1項若しくは第3項の規定により届出をした工事主は、当該工事を中止、廃止もしくは中止した工事を再開しようとした場合については、次頁の届出を作成し、提出しなければなりません。

法第22条又は法第41条において、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努める必要があることから、中止及び廃止する際は、届出前に土地の所有者等に協議を実施した上で申請を行うこと。

また、工事の中止を申請した場合でも、定期報告（「9-8 定期報告」参照）は、実施する必要があるため、注意すること。

※土石の堆積においては、中止・廃止を認めないため、完了確認を申請すること。

表9-2 工事の中止・廃止・再開に関する届出書提出部数

区分	提出部数		備考
届出書（電子申請）	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、申請書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部	
	副本	-	
	合計	1部	



表9-3 工事の中止・廃止・再開の届出書に必要な書類 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考
1	中止・廃止・再開届出書	・届出者、工事の概要等を記載	細則第○	細則第○条
2	許可書等の写し	・許可を受けている場合は、最新の許可書の写し ・届出を提出している場合は、最新の提出した届出書の写し		
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・完了部分等の現状が分かるように記載。		断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面 ・完了部分等の現状が分かるように記載。		高低差の著しい箇所について作成すること。
5	申請地及びその周辺の写真			
6	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印（電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

#### 9-5 工事中における標識の設置

盛土規制法第12条第1項若しくは法第30条第1項の許可又は法第27条第1項の規定による届出を行った土地の形質変更又は土石の堆積は、工事施工中に標識を提示しなければなりません。

なお、許可を受けた又は届出をした工事において、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」に該当し、許可不要とした行為で当該現場以外に土石を堆積する場合は、同一の標識を掲示すること。

表9-4 標識の様式

行為	様式	備考
土地の形質変更	様式第二十三	(法第49条、省令87条各号)
土石の堆積	様式第二十四	

#### ○標識に記載する事項

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

## 9-6 完了検査・確認申請

### 1) 完了検査・確認申請

盛土規制法第17条第1項又は第36条第1項に基づき、工事の完了後、土地の形質変更の場合は、許可の内容に適合していることを判定するために完了検査を、土石の堆積の場合は、土石の堆積した土砂を除却したことを確認するために確認を実施する必要があります。

下記に基づき、完了検査等の申請書を作成し、窓口へ提出をお願いします。

なお、申請にあたって、検査日等の事前調整をお願いします。

表9-5 完了検査等申請書提出部数

区 分	提出部数		検査申請時期	備 考
申請書（電子申請）	1式		工事完了から 4日以内	
申請書（書類申請）	正本	1部		
	合計	1部		

表9-6 完了検査等申請書に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様式	備 考
1	完了検査等 申請書	完了検査（土地の形質変更）	様式第九	（法第17条第1項）
		確認（土石の堆積）	様式第十一	（法第17条第4項）
2	許可書等の 写し	・許可を受けている場合は、最新の 許可書の写し		
3	工事写真	・区域全景 （着工前・着工後） ・施工状況 ・堆積状況 ・出来形 等		
4	委任状	・届出者は実印朱肉で捺印又は自 署、代理人は朱肉で捺印（電子 申請は、書類を電子化して申請。 書類申請は、正本副本に上記の 対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

## 2) 留意事項

検査等は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ③ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ④ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑤ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑥ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

## 3) 完了検査の項目の例

各項目について、目視や書類、写真等により確認する。

- ・盛土の高さ、勾配等
- ・切土の高さ、勾配等
- ・擁壁の各部寸法、配筋状況等
- ・排水施設の配置、構造等

※上記項目は、代表的なものを記載したものであり、全ての検査項目を網羅するものではありません。

### 9-7 中間検査

盛土規制法第18条第1項又は法第37条第1項に基づき、規制区域内において行う土地の形質変更に関する工事において、下記の特定期程に該当する場合は、中間検査の対象となります。

なお、その後の工程については、法第18条第3項又は法第37条第3項に基づき、中間検査が完了し、中間検査合格証が交付された後でないと施工することはできません。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となりますので、詳細については、「3-4 許可等申請手数料」にてご確認ください。

表9-7 中間検査の対象行為

行為	対象行為
特定工程 (政令第24条、政令第32条)	盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずる恐れがあるときに、「盛土をする前の地盤面」又は「切土をした後の地盤面」に「暗渠排水管を設置する工事」の工程

表9-8 中間検査の対象規模

行為	対象規模
土地の形質変更 (政令第23条、政令第32条)	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

表9-9 中間検査の項目例

検査項目	検査対象	着眼点	検査時期
排水施設	暗渠排水管	[盛土工事] 1. 暗渠排水管の配置と規格は、計画内容と現地条件を照査して適切に施行されているのか 2. 暗渠排水管の集水管接続部は、適切に処理されているのか 3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か 4. 現状地盤からの湧水の処理は適切に処理されているか 5. 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	暗渠排水管 設置完了時
		[切土工事] 1. 暗渠排水管の配置と規格は、計画内容と現地条件を照査して適切に施行されているのか 2. 暗渠排水管の集水管接続部は、適切に処理されているのか 3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か 4. 湧水の処理は適切に処理されているか 5. 溝掘りは適切に施行されているのか	

表 9 - 1 0 中間検査申請書提出部数

区 分	提出部数		検査申請時期	備 考
申請書（電子申請）	1 式		特定工程完了 から 4 日以内	
申請書（書類申請）	正本	1 部		
	合計	1 部		

表 9 - 1 1 中間検査申請書に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容	様式	備考
1	申請書		様式第十三	(省令第46条、省令第76条)
2	許可書等の写し	・許可を受けている場合は、最新の許可書の写し		
3	平面図	・検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示		
4	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印（電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

## 9-8 定期報告

盛土規制法第19条第1項又は第38条第1項に基づき、定期報告は、工事の進捗状況等について3カ月ごとに定期報告書を用いて報告を行うものです。報告事項は、報告時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

また、工事が中止又は停止中においても、定期報告は必要となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を施工しなければなりません。

表9-12 定期報告の対象規模

行 為	対象規模
土地の形質変更 (政令第25条第1項、政令第33条第1項)	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で、高さが5mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3000㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積 (政令第25条第2項、政令第33条第2項)	①高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1500㎡を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が3000㎡を超えるもの

表9-13 報告事項

行 為	報告事項
共通 (省令第50条第1項)	①工事が施行される土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日（2回目以降の報告に限る）
土地の形質変更 (省令第50条第2項)	①報告時点における盛土又は切土の高さ ②報告時点における盛土又は切土の面積 ③報告時点における盛土又は切土の土量 ④報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積 (省令第50条第3項)	①報告時点における土石の堆積の高さ ②報告時点における土石の堆積の面積 ③報告時点における堆積されている土量 ④前回の報告の時点から新たに堆積又は除去された土石の土量（注1）

注1：該当する土石の土量のみ報告すること。なお堆積及び除去を同時に施行している場合は、それぞれ報告すること。

表 9 - 1 4 定期報告書提出部数

区 分	提出部数		提出時期	備 考
定期報告書（電子申請）	1 式		許可日から 3 カ月ごと	
定期報告書（書類申請）	正本	1 部		
	合計	1 部		

表 9 - 1 5 定期報告書に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様 式	備 考
1	定期報告書	土地の形質変更	細則様式第 ○	(法第 19 条第 1 項)
		土石の堆積	細則様式第 ○	(法第 38 条第 1 項)
2	申請地及びその周辺の写真			
3	図面等	・進捗が確認できるもの		
4	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印（電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。



## 10 その他の手続きの留意事項

### 10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

区域指定の際に、宅地造成等（表10-1）に着手している工事は、法第12条第1項又は法第30条第1項の工事の許可又は法第27条第1項の届出は不要ですが、指定日から21日以内に届出（以下、「規制区域時の届出」とします）が必要となります。なお、届出を受けたものは、「9-2 許可の公表」のとおり公表します。

表10-1 規制区域時の届出に該当する工事

区 分	対象規模
土地の形質変更 (区域指定の際、現に工事着手しているもの) (法第21条第1項、法40条第1項)	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で、高さが2mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積 (区域指定の際、現に工事着手しているもの) (法第21条第1項、法40条第1項)	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

表10-2 規制区域時の届出書提出部数

区 分	提出部数		届出時期	備 考
届出書（電子申請）	1式		指定日から 21日以内	なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部		
	副本	-		
	合計	1部		

表10-3 規制区域時の届出書に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	様式第十五	様式第十六	(省令第52条第1項、第3項)
2	添付図面	土地の形質変更：表10-4参照 土石の堆積：表10-5参照	※	※	表10-6に該当する場合
3	申請地及びその周辺の写真	・対象箇所やその周辺、申請箇所の境界が分かる写真等	※	※	表10-6に該当する場合

番号	書類の名称	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
4	その他必要な書類	委任状等	※	※	・代理人が申請手続を行う場合

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表10-4 土地の形質変更

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000以上)	(省令第52条第2項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	(1/2,500以上)	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第52条第2項)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	(1/2,500以上)	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第52条第2項)

表10-5 土石の一時堆積

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000以上)	(省令第52条第2項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	(1/2,500以上)	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第52条第2項)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	(1/500以上)	(省令第52条第2項)

表 10 - 6 図面・申請地とその周辺写真の添付する規模工事

行 為	対象規模
土地の形質変更 (政令第 23 条、省令第 52 条第 2 項)	①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの (①、②を除く) ④盛土で、高さが 5m を超えるもの (①、③を除く) ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの (①～④を除く)
土石の堆積 (政令第 25 条第 2 項、省令第 52 条第 4 項)	①高さが 5m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

### 10-2 規制区域時の届出の変更届出書作成要領

区域指定の際に既に行われている工事に関する届出について、内容に変更の必要がある場合は、変更届出が必要です。

なお、届出を受けたものは、「9-2 許可の公表」のとおりに公表します。

表10-7 規制区域時の届出の変更届出書提出部数

区 分	岐阜県知事届出		備 考
届出書（電子申請）	1式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部	
	副本	-	
	合計	1部	

表10-8 規制区域時の届出の変更届出書に必要な書類 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様 式		備 考
			元	変 更	
1	届出書	土地の形質変更	様式第十五	細則様式第〇	表10-3、表10-4参考 細則第〇条
		土石の堆積	様式第十六	細則様式第〇	表10-3、表10-5参考 細則第〇条
2	届出書の写し	・変更前の届出書の写し			
3	委任状		※	※	・代理申請を行う場合

※その他「10-1 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領」の申請書及び図面に変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）してください。

※状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

### 10-3 擁壁等に関する工事に関する届出

規制区域内において以下の工事を行う場合は、工事に着手する14日前までに届出が必要となります。

ただし、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可、法第16条第1項若しくは第35条第1項の変更許可、第16条第2項若しくは第35条第2項の届出又は都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

#### 【届出が必要な工事】

下記①～④の「全部」又は「一部」の除却

- ①高さが2mを超える擁壁
- ②高さが2mを超える崖面崩壊防止施設
- ③地表水等を排除するための排水施設
- ④地滑り抑止ぐい等

表10-9 擁壁等に関する工事に関する届出書提出部数

区分	提出部数		届出時期	備考
届出書（電子申請）	1式		工事着手の 14日前	なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部		
	副本	-		
	合計	1部		

表10-10 擁壁等に関する工事届出書に必要な書類

書類の名称	工事の内容	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	様式第十七	(法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条)

・添付書類は位置図、土地の平面図、土地の断面図（ただし断面図は法第21条第3項、法第40条第3項の届出の場合に限る）、現地写真、委任状等

#### 10-4 公共施設用地の転用の届出

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から14日以内に、法第21条第4項又は法第40条第4項に基づき、届出が必要です。

ただし、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可、法第16条第1項若しくは第35条第1項の変更許可、第16条第2項若しくは第35条第2項の届出、又は都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表10-11 公共施設用地の転用の届出書提出部数

区 分	提出部数		届出時期	備 考
届出書（電子申請）	1式		転用した日から 14日以内	なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部		
	副本	-		
	合計	1部		

表10-12 公共施設用地の転用の届出書に必要な書類

書類の名称	工事の内容	様式	備 考
届出書	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	様式第十八	(法第21条第4項、法第40条第4項)

・添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は法第21条第3項、法第40条第3項の届出の場合に限る）、委任状等

### 10-5 適合証明書

建築基準法において、盛土規制法の規定に適合することを証する適合証明書の交付が必要な場合は、申請することができます。

この適合証明書は、当該盛土及び切土（以下「当該行為」という。）に対して、法の規定に適合（許可を要しない等）していることを証するもので、既存の盛土、切土及び擁壁等（以下「既存盛土等」という。）の安全性を証明するものではありません。

したがって、申請区域に既存盛土等がある場合は、土地の所有者、管理者又は占有者において、安全性を確認した上で、当該行為を実施する必要があります。

なお、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、通常、取得は不要です。また、許可が必要な場合にあっても、許可証の写しで足りることから、通常、取得は不要です。

※適合証明書の申請には、手数料が必要となりますので、詳細については、「3-4 許可等申請手数料」にてご確認ください。

表 10-13 適合証明書の申請部数

区 分	提出部数		備 考
届出書（電子申請）	1 式		なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1 部	
	副本	1 部	
	合計	2 部	

表 10-8 適合証明書の申請に必要な書類 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	様 式	備 考
1	適合証明書 交付申請書		細則様式第 ○	(省令第 88 条)
2	事業計画説明書			
3	図面等			
4	現況写真			
5	委任状	・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印（電子申請は、書類を電子化して申請。書類申請は、正本副本に上記の対応を行い、申請。）	※	・代理人が申請手続を行う場合
6	その他	・都道府県知事が必要と認める書類		

## 1 1 経過措置期間

旧宅地造成工事規制区域（旧法第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域）の区域内に行われる宅地造成に関する工事については、旧法第8条第1項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後（盛土規制法に基づく規制区域が指定された後）においても、旧法の規定による。

表 1 1—1 旧宅地造成工事規制区域

県域	市町村	告示日	指定面積	問い合わせ先
岐阜	岐阜市	中核市であるため、岐阜市が対応します。		岐阜市
東濃	多治見市	昭和41年4月27日	2,726ha	多治見市
	土岐市	昭和47年12月20日	3,978ha	東濃建築事務所

## 1 2 国又は都道府県若しくは中核市が実施する工事

国又は都道府県若しくは中核市の実施する宅地造成等については、法第15条第1項及び法第34条第1項に基づき、許可権者（窓口：建築指導課）に協議を実施すること。

協議書については、以下に基づき作成すること。

表 1 2—1 協議申請書

番号	申請書	区分	申請書類	備考
1	協議書		細則第〇条	法第15条第1項、 法第34条第1項、 細則第〇条

※その他、「5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）」又は「5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）」に示されている書類を添付してください。



### 1.3 申請等窓口

本県では、盛土規制法に基づく各種申請は、原則、電子申請としております。

#### ○電子申請リンク

URL： 作成中（準備でき次第公表）

電子申請が困難な場合は、書類での申請も可能です。

許可申請（変更許可含む）、特定盛土等規制区域内の届出（変更含む）について、書類での申請を行う場合の受付窓口は、建築指導課及び現地の建築事務所となります。現地の建築事務所に提出した場合における審査（事前協議等を含む）は、建築指導課が行います。

なお、審査担当窓口（許可権者）と検査担当窓口（検査者）は異なりますので、ご注意ください。

また、許可を受けた工事に関する届出（軽微変更届、工事着手届、工事の中止・廃止・再開に関する届出）については、検査担当窓口へ提出してください。

#### ○審査担当窓口（許可権者）

窓 口	連絡先
建築指導課 盛土規制係	住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁1 1階 電話：058-272-8631

#### ○中間・完了検査等、定期報告の申請窓口（検査者）

窓 口	所 管 区 域	連絡先
建築指導課	【岐阜地区】 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、 本巣市、羽島郡、本巣郡	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁1 1階 電話：058-272-8631
岐阜・西濃 建築事務所	【西濃地区】 大垣市、海津市、養老郡、 不破郡、安八郡、揖斐郡	住所：大垣市江崎町422-3西濃総合庁舎内 電話：0584-73-1111
中濃 建築事務所	【中濃地区】 可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、 郡上市、加茂郡、可児郡	住所：美濃加茂市古井町下古井2610-1可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111
東濃 建築事務所	【東濃地区】 多治見市、中津川市、瑞浪市、 恵那市、土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111
飛騨 建築事務所	【飛騨地区】 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	住所：高山市上岡本町7-468飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111

#### ○その他の手続きの窓口

下記の手続きについては、許可申請と同じ受付窓口・審査担当窓口となります。

- ①規制区域時の届出、②擁壁等に関する工事に関する届出、③公共施設用地の転用の届出、
- ④適合証明書の交付申請、⑤国等との協議申請

(参考) 都市計画法で許可を受けた盛土等について

- ・県で許可を受けた場合は、許可を受けた建築事務所が窓口となります。
- ・下記の市町村においては、以下の窓口にご連絡ください。

市	担当課(窓口)	所在地	電話
大垣市	都市計画部建築指導課	大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
多治見市	都市計画部開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
各務原市	都市建設部建築指導課	各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
可児市	建設部建築指導課	可児市広見1-1	0574-62-1111
高山市	都市政策部建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-32-3333

(参考) 旧法で許可を得た盛土等の変更許可申請、完了検査について

窓口	所管市町村	連絡先
東濃建築事務所	土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1東濃西部総合庁舎 電話番号：0572-23-1111
多治見市都市計画部開発指導課	多治見市	住所：多治見市日ノ出町2-15 電話：0584-73-1111

#### 1 4 問い合わせ先

所管	連絡先
岐阜県庁 都市建築部 建築指導課 盛土規制係	住所：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 （1 1 階） 電話番号：058-272-8631
ホームページアドレス : <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html</a>	

#### ○岐阜市の連絡先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 開発・盛土指導室 開発指導係  
058-214-4509

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

盛土規制法に関する事務申請等マニュアル

令和6年12月1日時点（案）

## 参考資料編

岐阜県 都市建築部 建築指導課

## 目 次（参考資料編）

1 対象外の行為 .....	- 1 -
参 1 公共施設用地 .....	- 1 -
参 2 災害の発生するおそれがないと認められる工事 .....	- 3 -
2 様式集 .....	- 5 -
参 3 様式一覧（盛土規制法） .....	- 5 -

## 1. 対象外の行為

※は、対象となる行為となります

### 参1 公共施設用地（法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）

区 分	内 容
道路	・国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については、公共施設用地となり、規制対象外となります。
公園	・都市公園法による公園の他、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は対象外となります。
河川	・河川区域は公共施設用地となり、規制の対象外となります。 ※河川保全区域における行為は、規制の対象となります。
砂防設備	・砂防法1条に定める砂防設備が公共用地となり、規制対象外となります。
地すべり防止施設	
海岸保全施設	
津波防護施設	
港湾施設、漁港施設	・港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設は、公共施設に位置づけられることから規制対象外となります。
飛行場	
航空保安施設	
鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設	・鉄道事業法、軌道法の適用を受ける事業の用に供することが想定できるため、私鉄の場合や、鉄道に附帯する駅舎や変電施設等は、公共施設用地として取り扱うものとし、規制対象外となります。
雨水貯留浸透施設	・特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設を公共施設用地として取り扱うものとし、規制対象外となります。
農業用ため池	※農業用ため池の用途を廃止した後に公共施設以外の用途にするために盛土や切土等を行う場合は、規制の対象となります。
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設	・左記の施設 (職員用の宿舎、団地、レーダー施設及び灯台等も含む)
国又は地方公共団体が管理する学校、運動場	・国又は地方公共団体が管理する学校施設は、公共施設用地として取り扱うものとして対象外となる。 ※私立学校（幼稚園）及び保育園（公立・私立を含めて）は規制の対象となります。
国又は地方公共団体が管理する緑地、広場、墓地	・条例等により、地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた緑地や広場が公共施設用地として、規制対象外となります。

区 分	内 容
国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設</li> <li>※施設外で土石を一時堆積する場合は、規制対象となります。</li> </ul>
国又は地方公共団体が管理する水道、下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道に関しては、水道法 2 条 1 項 2 号に定義される下水道のほか、地方公共団体が管理する小規模集合排水処理施設やコミュニティ・プラント等は規制対象外となります。</li> <li>※浄化槽は、公共団体が管理していないため、規制対象となります。</li> </ul>
営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、	
林地荒廃防止施設	
急傾斜地崩壊防止施設	

参2 災害の発生するおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）

区 分	内 容
・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</li> <li>・同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul>
・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事</li> </ul>
・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事</li> <li>・同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul>
・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事</li> <li>・同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事</li> </ul>
・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用水排水施設の新設等）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事</li> <li>・同法の手続きに基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業で、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適正に設計及び施工されることが前提である都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業</li> </ul>
・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul>
・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第一項若しくは第四項（同法第46条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事</li> <li>・同法第23条第一項若しくは第三項（同法第46条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事</li> </ul>



区 分	内 容
<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事</li> <li>・同法第8条第一項、第9条第一項、第15条第一項若しくは第15条の2の6第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul>
<p>・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事</li> <li>※要措置区域内においても当該行為に当たらない盛土・切土等は規制対象になります。</li> <li>・同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事</li> </ul>
<p>・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第一項若しくは第39条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事</li> </ul>
<p>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時において伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林道専用道（規格相当）及びこれらの指針に定められた目的のために作設された必要最小限の土場等の整備</li> </ul>
<p>・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急処置として行う盛土等</li> <li>・応急仮設住宅の建設に伴う盛土等は、非常災害のために必要な措置として行う工事に該当することが考えられるため、規制対象外</li> <li>※非常災害のための事前対策工事は、「応急措置として行う工事」に含まれない場合がありますので、規制対象となる場合があります。</li> <li>※災害公営住宅の建設に伴う盛土等は、恒久的な仕様が一般に想定されることから規制対象となる場合があります。</li> </ul>

## 2. 様式集

盛土規制法に使用する様式の一覧は、以下の通りとなります。

### 参3 様式一覧（盛土規制法）

様式名	区 分	マニュアル関連ページ	該当ページ
様式第一	裁決申請書 (法8条第1項)	-	7
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (法12条第1項、法30条第1項)	第1部 5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）	8
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	第1部 5-2 許可申請書に必要な書類等（土地の形質変更）	10
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書 (法12条第1項、法30条第1項)	第1部 5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）	12
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	第1部 5-3 許可申請書に必要な書類等（土石の堆積）	14
様式第六	許可書 (法14条第2項、法16条第3項、法33条第2項、法35条第3項)	-	16
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更申請書 (法16条第1項、法35条第1項)	第1部 8-1 許可に係る変更申請許可申請	17
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 (法16条第1項、法35条第1項)	第1部 8-1 許可に係る変更申請許可申請	19
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 (法17条第1項、法36条第1項)	第1部 9-6 完了検査	21
様式第十	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証 (法13条第1項、法31条第1項)	-	22
様式第十一	土石の堆積に関する工事の完了申請書 (法17条第4項、法36条第4項)	第1部 9-6 完了検査	23
様式第十二	土石の堆積に関する工事の確認済証 (法17条第4項、法36条第4項)	-	24
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 (法18条第1項、法37条第1項)	第1部 9-7 中間検査	25
様式第十四	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証 (法18条第1項、法37条第1項)	-	26
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (法21条第1項、法40条第1項)	第1部 10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出書作成要領	27

様式名	区 分	マニュアル関連ページ	該当ページ
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書 (法 21 条第 1 項、法 40 条第 1 項)	第 1 部 10-1 区域指定の際に行われている工事に関する届出書作成要領	28
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書 (法 21 条第 3 項、法 40 条第 3 項)	第 1 部 10-3 擁壁等に関する工事届出書作成要領	29
様式第十八	公共施設用地の転用の届出 (法 21 条第 4 項、法 40 条第 4 項)	第 1 部 10-4 公共施設用地の転用の届出書作成要領	30
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書 (法 27 条第 1 項)	第 1 部 7-2 届出書に必要な書類等 (土地の形質変更)	31
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書 (法 27 条第 1 項)	第 1 部 7-3 届出書に必要な書類等 (土石の堆積)	33
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書 (法 28 条第 1 項)	第 1 部 8-3 届出に係る変更届出書について	35
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書 (法 28 条第 1 項)	第 1 部 8-3 届出に係る変更届出書について	37
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 (法 49 条)	第 1 部 9-5 工事中における標識の設置	39
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識 (法 49 条)	第 1 部 9-5 工事中における標識の設置	40

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申 請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法			
	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
	ヌ そ の 他 の 措 置			
	ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	
	ワ 工 程 の 概 要			
11	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許 可 に 当 た つ て 付 し た 条 件	※許 可 番 号 欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※印のある欄は記入しないでください。</li> <li>申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</li> <li>3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</li> <li>9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</li> <li>11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						



様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申 請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度			(単位 千円)	
		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証

第 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を  
含む。) }  
第 33 条第 2 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を  
含む。) } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1	工事をする土地の 所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許 可 番 号	第 号
4	許 可 対 象 行 為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5	許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				



	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	カ 工程の概要			
8	その他の必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号		第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※ 受付欄 年 月 日 第 号
-----------------------

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項 }  
{ 第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第13条第1項  
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

※ 受付欄  
年 月 日  
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項 }  
{ 第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項}  
第 36 条第 4 項

の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 確認員職氏名	

※ 受付欄 年 月 日 第 号
-----------------------

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項 }  
{ 第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事を行っている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号  
年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第13条第1項  
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事を行っている土地の 所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 21 条第 1 項} \\ \text{第 40 条第 1 項} \end{array} \right\}$  の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3	工事をしている土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年	月 日
9	工事完了予定年月日	年	月 日
10	工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。



様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 }  
{ 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出  
ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項 }  
{ 第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届け出  
ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項 }  
{ 第 40 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			メートル	メートル	

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日		年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日		年	月	日
ワ 工程の概要					
11	その他必要な事項				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>					

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		

ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
		メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合に於いてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け  
出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			メートル	メートル	



	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日		年	月	日	
ロ 工事完了予定年月日		年	月	日	
ワ 工程の概要					
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
注意	<p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け  
出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		

ト 空地の設置	番号	空地の幅		
		メートル		
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日		年	月	日
ワ 工事完了予定年月日		年	月	日
カ 工程の概要				
8 その他必要な事項				
9 変更の理由				
〔注意〕				
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。				
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
5 7欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。				
6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。